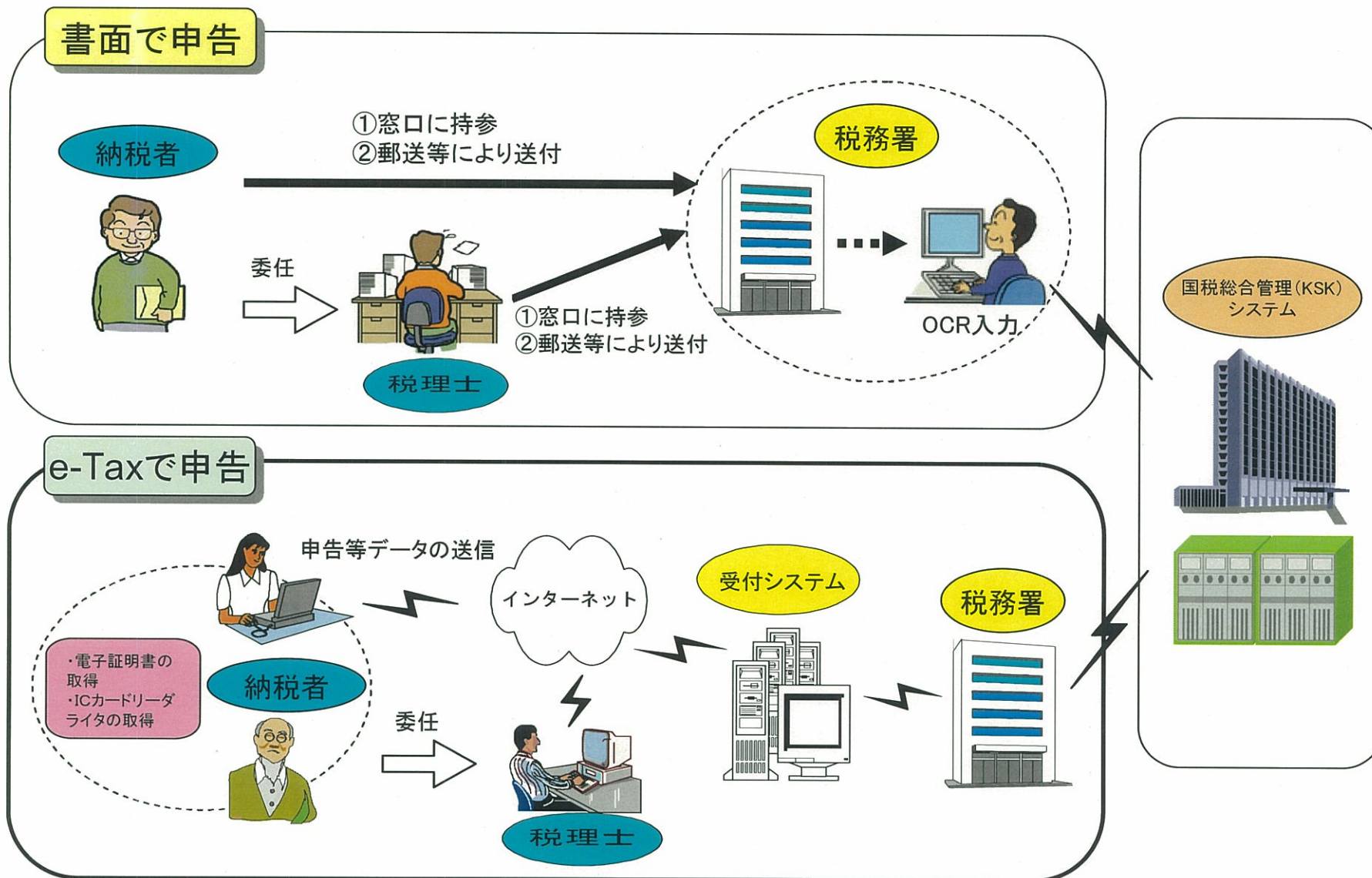




国税電子申告・納税システム(e-Tax) の普及に向けた取組について

20年2月
国 税 庁

国税電子申告・納税システム(e-Tax)の概要



(2) e-Tax を利用できる手続

- ① 所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税に係る申告
- ② 申請・届出等（納税証明書の交付請求を含む）
- ③ 全税目の納税

(3) これまでの状況

16年2月2日	名古屋国税局管内において運用を開始
6月1日	全国に運用を拡大
11月22日	受付時間の拡大（平日9:00~18:00 ⇒ 9:00~21:00）
18年1月4日	開始届出手続のオンライン化の運用開始
3月30日	国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」の決定
19年1月4日	電子署名の一部省略等の運用開始
3月30日	国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」の改定
20年1月4日	電子証明書等特別控除、第三者作成書類の添付省略、利用者識別番号等のオンライン発行の実施

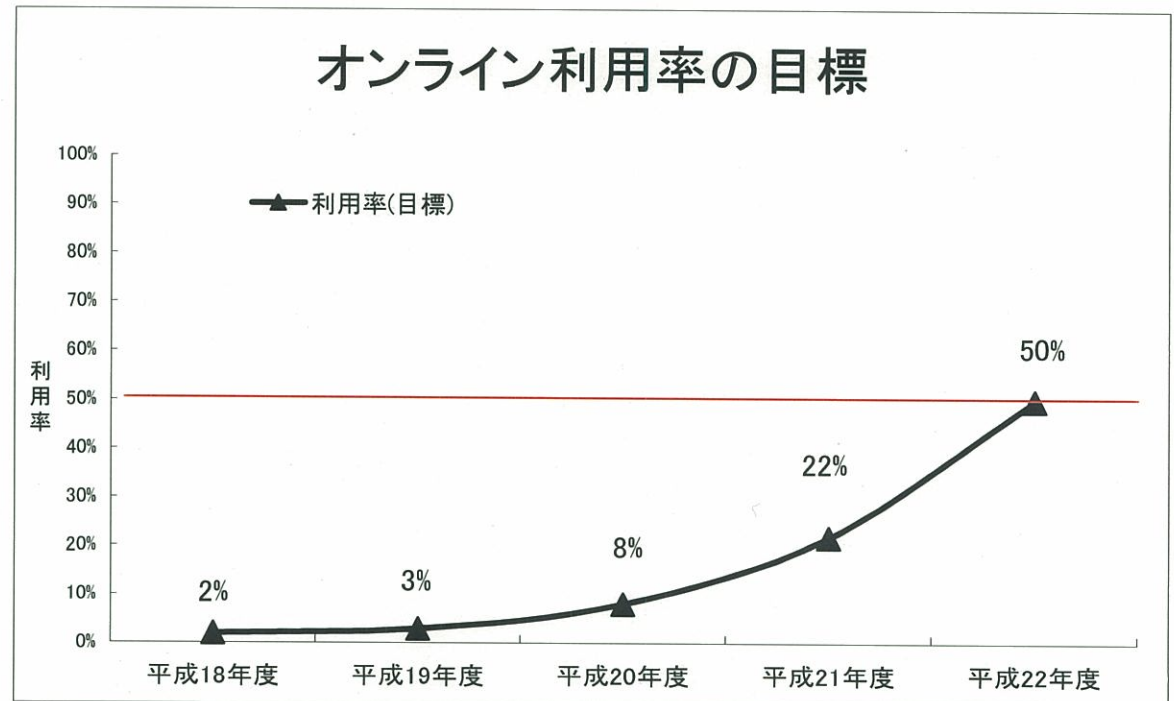
「オンライン利用促進のための行動計画」における目標利用率

【全体】

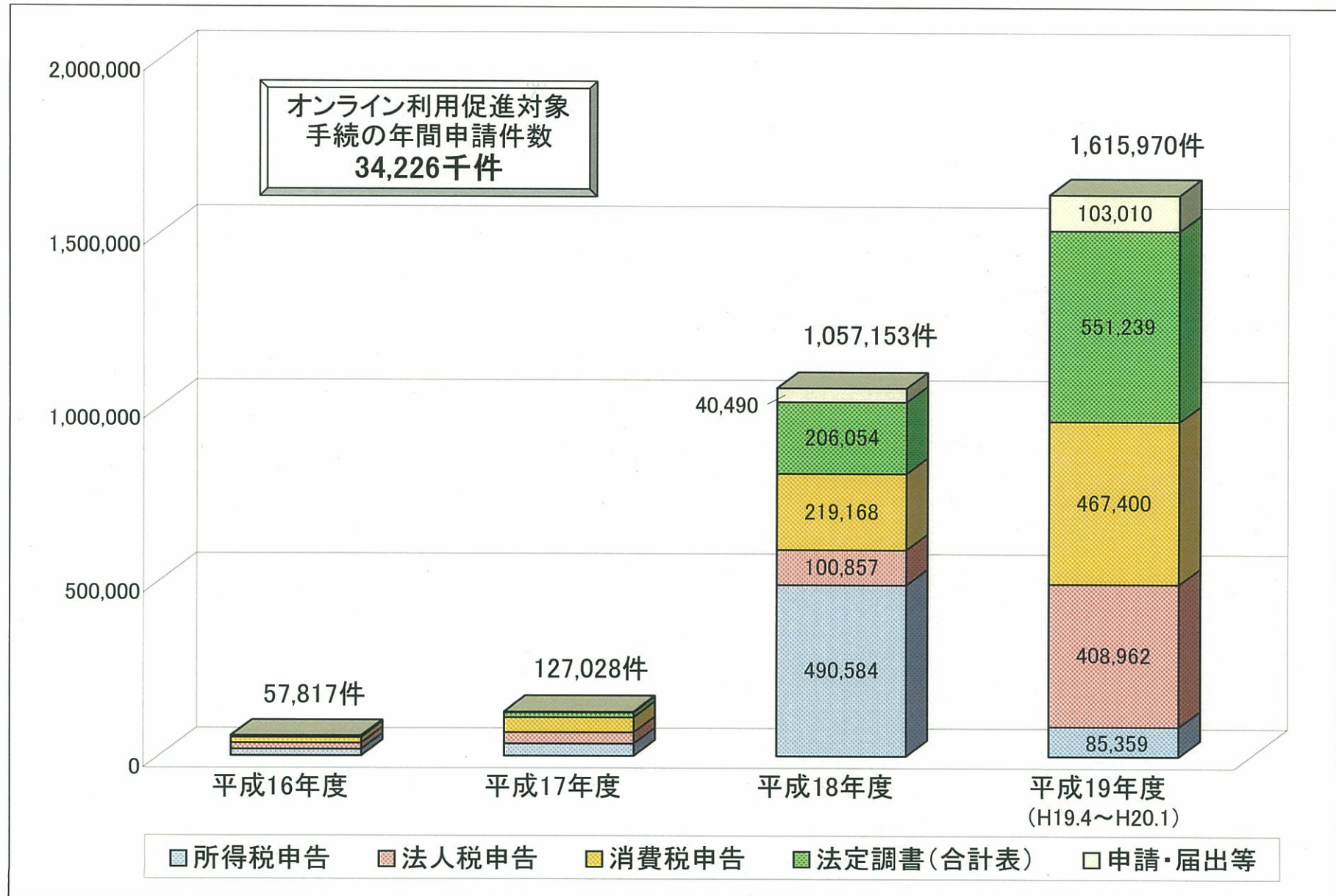
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国税関係42手続	2%	3%	8%	22%	50%

【特に利用者ニーズが大きい手続】

手 続	目 標
法人消費税申告 (消費税額4,800万円超の 大規模法人)	平成20年度までの 3年間で50% を目標とする。
印紙税申告 (毎月申告の金融機関等)	
酒税申告 (毎月申告の酒類製造業者)	

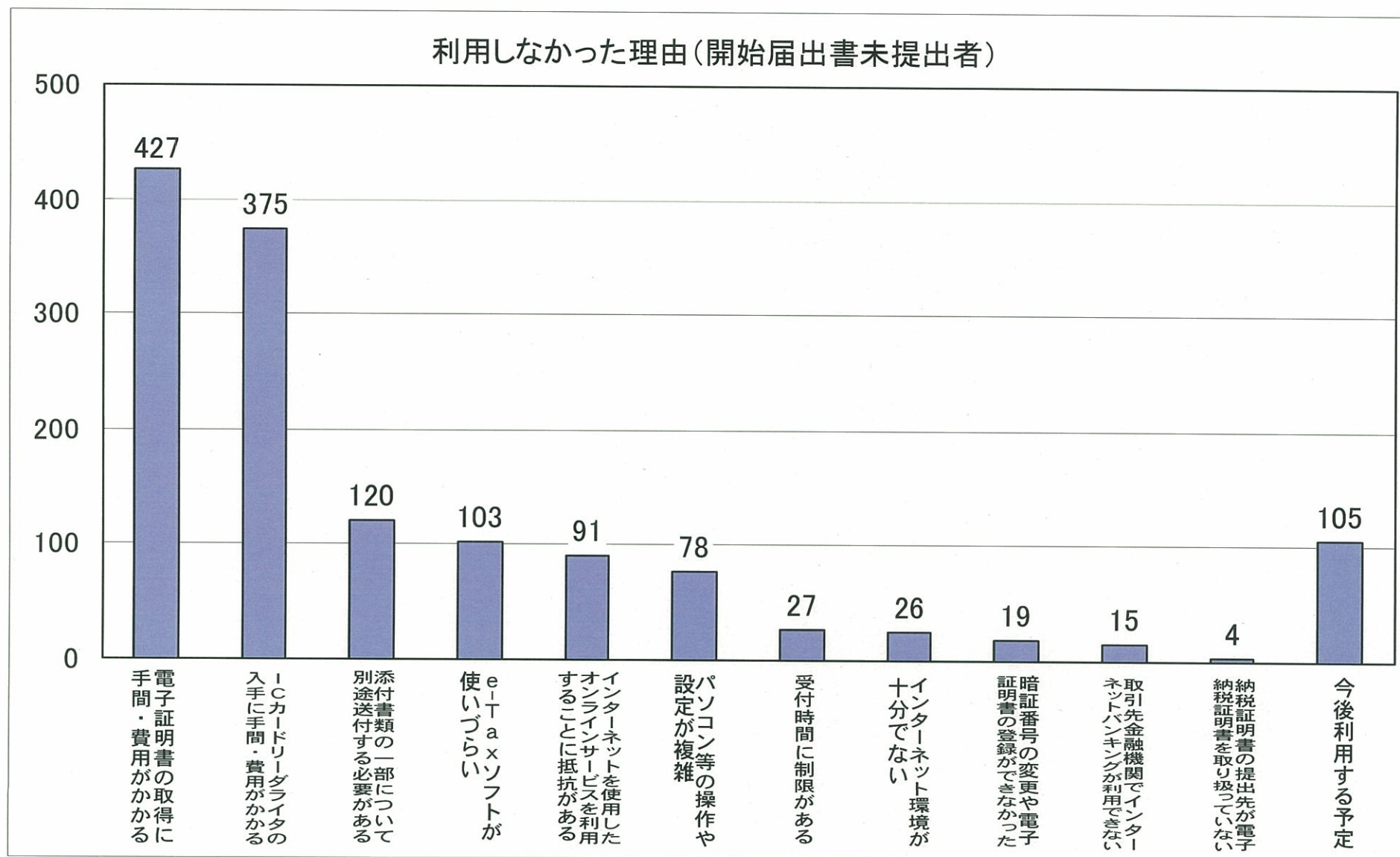


オンライン利用促進対象手続の利用件数の推移



e-Tax を利用しなかった理由 (e-Tax の利用に関するアンケート調査結果より)

(実施期間：平成 19 年 2 月～5 月 回答者 483 名 (複数回答))



利用拡大に向けた主な取組

(1) これまでの取組

- e-Tax を利用して提出された還付申告書の早期処理
(6週間程度⇒3週間程度:18年11月から実施)
- 税理士が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、電子申告を行う場合には、納税者本人の電子署名が省略可能
(19年1月から実施)
- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から e-Tax への直接送信化
(19年1月から実施)
- 所得税の確定申告期における 24 時間受付
(18年分の確定申告期に実施)
- 税理士会や関係民間団体への積極的な利用勧奨や協力要請
(継続的に実施)
- ポスター、リーフレット、各種マスコミ等を通じた積極的な広報・周知活動
(継続的に実施)

(2) 平成 20 年 1 月からの取組

- 所得税の確定申告期における 24 時間受付
(19 年分の確定申告期に前年より前倒し実施)
- 電子認証の普及拡大の観点から、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の創設
(19 年分又は 20 年分に適用)
- 所得税の電子申告における医療費の領収書、給与所得の源泉徴収票等の第三者作成書類の添付省略
(20 年 1 月から実施)
- 税務署等に来署した納税者を対象として、納税者本人の電子署名なしで電子申告を可能とする初回来署型電子申告の導入
(20 年 1 月から実施)
- 利用者識別番号等のオンライン発行
(20 年 1 月から実施)

e-Taxの普及のための取組

